

# 質 疑 応 答 書

業務名

令和6年度広報紙「ひろしま市民と市政」Web 特別号の作成・配信等業務

番号	仕様書 頁等	質 問	回 答
1	基本仕様書 3	広報紙に、市民と市政の四季号は含まれますか。	四季号は含みません。紙媒体の広報紙「ひろしま市民と市政」は、令和6年度から1日号・15日号のみ発行しています。
2	基本仕様書 3	デジタル端末とは主にスマートフォンとの認識でしょうか？	主にスマートフォン、タブレット端末を想定しています。
3	基本仕様書 4 (3)、 公募型プロポーザル 説明書 5 (2) ウ	1日・15日発行・四季号の再編集記事を制作するための決定素材は、いつ共有されますか。また、再編集する記事数はそれぞれ(1日・15日発行・四季号)にいくつありますか？記事数＝原則週1回の配信なので、業務スケジュールを組むことができます。	基本仕様書4(5)アのとおり、本市と受託者で毎月1～2回程度行う編集会議で、再編集記事の掲載内容等を協議して決定します。 再編集記事は、紙媒体の広報紙に掲載している記事の中から本業務概要に適したものを選択し、配信するものです。そのため紙媒体の各号の記事数を考慮していただく必要はありません。 本プロポーザルにおいては、基本仕様書3の業務概要を踏まえ、再編集記事の掲載数や配信頻度、業務スケジュール等をご提案ください。 なお、紙媒体の広報紙は、発行日の約40日前に掲載内容を精査し制作に入り、複数回の校正を

			<p>経て、発行日のおよそ1週間前に印刷しています。</p>
4	<p>公募型 プロポ ーザル 説明書 5 (3) イ(イ) およ び、基 本仕様 書 4 (2)ア</p>	<p>新規記事の年間に展開するテーマ案・テーマ数を提案するようになっていますが、 R6年度の広報紙（企画面・特集面）と被らないテーマにするため、掲載予定のテーマを教えてくださいませんか？また、広報紙の一般記事や四季号の記事と「新規記事のテーマ」が被る可能性はありますか？</p>	<p>新規記事のテーマをご提案いただくに当たり、紙媒体の広報紙の掲載予定を考慮していただく必要はありません。紙媒体の広報紙の掲載予定と重複していた場合でも、本プロポータル審査の評価には影響しません。 新規記事のテーマが紙媒体の広報紙と重複する可能性はありません。</p>
5	<p>公募型 プロポ ーザル 説明書 1 (2) およ び、7 (1)お よび、5 (2)ウ</p>	<p>R6年6月13日に業者が決定し、実施計画書承認～契約締結、初期の打ち合わせなどを含め最短で7月15日からの配信と想定した場合、契約はR7年3月31日までなので、配信を行う期間は9ヶ月間と考えて良いですか。また、業務ごとのスケジュールは全期間において提出が必要ですか？業務ごとのスケジュールを組むためには、R6年度の広報紙の制作・入稿・印刷スケジュールが必要です。</p>	<p>受託者決定後、すみやかに契約締結することとなりますので、契約期間は令和7年3月31日までの約10カ月間となる予定です。 業務スケジュールについては、新規記事・再編集記事ともに1記事の制作に係るスケジュールを、新規記事については年間のスケジュールも併せてご提案ください。 Web特別号の配信は、紙媒体の広報紙の発行日に合わせて行うものではないため、紙媒体の広報紙の制作スケジュールを考慮していただく必要はありません。</p>

6	基本仕様書 4 (2) ウ、4 (9)ア および、公募型プロポーザル説明書 5 (2)ウ	広報紙の発行日と Web 特別号の初回配信は、同時(同じ日)が望ましいのでしょうか。	初回に限らず、紙媒体の広報紙の発行日に合わせて配信する必要はありません。
7	基本仕様書 4 (2) ウ、4 (9)ア および、公募型プロポーザル説明書 5 (2)ウ	配信スケジュールに、土日祝祭日は含みますか。	土日祝祭日を含んでも構いません。
8	基本仕様書 4 (9)エ	現状の市民と市政のインスタグラムアカウントには、市民と市政のアーカイブが整列していますが、現状のインスタグラムアカウントを利用する場合、そのアーカイブの中に再編集記事や新規記事を配置するという認識で良いのでしょうか。	本業務でインスタグラムを使用する場合、「【公式】広報ひろしま市民と市政」のアカウントを利用することとなります。現在公開しているものは、紙媒体の「ひろしま市民と市政」を PR するためのものであるため、削除することを検討しています。

9	公募型 プロポ ーザル 説明書 7 (1)	提案内容の説明にプロジェク ターを使用する場合、持ち時間 20 分にプロジェクターの準備・試 写の時間は含みますか？	含みません。
10		多言語化は必要でしょうか。	必須ではありませんが、対応可 能であればご提案ください。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を  
記入しないこと。